

原子力災害避難者受入計画

第1章 総 則

第1節 避難者受入の基本方針

第1 避難者受入の基本方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社が設置する泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる災害（以下、「原子力災害」という。）が想定される。

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針により、泊発電所周辺において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の範囲として、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の区域を「即時避難地域（PAZ：Precautionary Action Zone）」に、半径30キロメートル以内の区域を「緊急防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）」に指定している。

また、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、市町村地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村（以下、「関係町村」という。）として、PAZ圏内の泊村、共和町、岩内町及びUPZ圏内の神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村が指定されている。

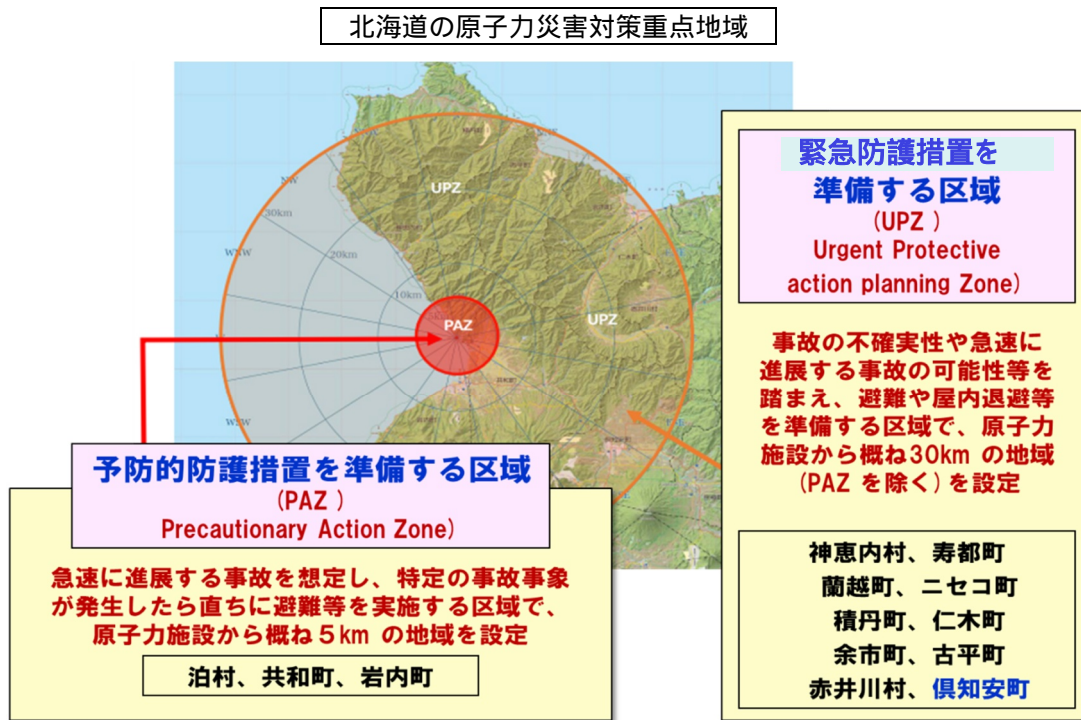
さらに、北海道は、隣接する後志、胆振、石狩及び渡島振興局管内の自治体等（旅館・ホテル等を含む。）に対し、原子力災害発生時において関係町村の広域避難受入協力を要請することとし、市に対しては、「緊急防護措置準備区域（UPZ）」内に所在する被災地（倶知安町）から避難する住民等（避難者）の受け入れを要請することとしている。

このことから、市は、原子力災害発生時において、北海道から関係町村（倶知安町）の広域避難受入協力の要請があった場合「原子力災害被災者受入支援本部」を設置し、各対策部及び関係機関等が連携して、避難者のスムーズな受け入れと避難者支援等を実施する。

第2 原子力災害対策重点地域

泊発電所における原子力災害事故発生時において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）として示されている原子力災害対策重点地域は、次のとおりである。

また、これら原子力災害対策重点地域の住民等（避難者）の受け入れについて、北海道から要請を受けている自治体は、原子力災害対策重点地域に隣接する後志、胆振、石狩及び渡島管内の18自治体である。



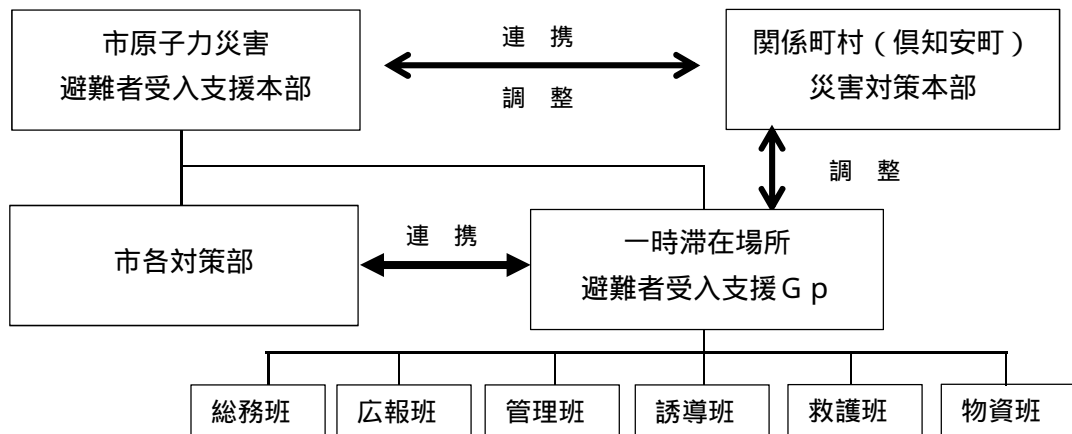
第2節 避難者受入体制の確立

第1 避難者受入支援本部の設置・廃止

原子力災害被災者受入支援本部の組織、構成は、地震災害対策（共通）編第3章災害応急対策計画第2節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第2 一時滞在場所の避難者受入支援の体制

一時滞在場所は、関係町村（倶知安町）の住民が、避難所（旅館・ホテル等）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所として必要と判断される場合に設置するものであり、公共施設を一時滞在場所として指定し、避難者受入支援体制を整備する。



第2章 災害予防計画

第1節 関係町村住民等の避難

第1 緊急事態発生時の避難基準

泊発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が放出されるおそれがある場合、国は緊急事態の初期対応段階を「警戒事態（EAL（AL）」、「施設敷地緊急事態（EAL（SE）」、「全面緊急事態（EAL（GE）」の三つに区分し、各区分に応じた防護措置（住民避難）を実施する。

緊急事態区分	防護措置準備地域住民の行動	
	PAZ（～5km）圏内	UPZ（5～30km）圏内
警戒事態 （EAL（AL））	・「施設敷地緊急事態要避難者」の避難準備	
施設敷地緊急事態 （EAL（SE））	・「施設敷地緊急事態要避難者」の避難 ・住民の避難準備	・屋内避難の準備
全面緊急事態 （EAL（GE））	・住民の避難 ・安定ヨウ素剤の予防服用	・屋内避難 ・安定ヨウ素剤の予防服用 プラントの状況悪化に応じ段階的に避難 ・住民の避難 ・安定ヨウ素剤の予防服用

施設敷地緊急事態要避難者とは、要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者、要配慮者以外の者のうち、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者等に該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

第2 関係町村の避難予定住民等

原子力災害時における関係町村（俱知安町）の住民避難は、当市のほか苫小牧市、登別市、室蘭市、伊達市が受入支援を行うこととしている。なお、本市への避難予定住民等は、次のとおりである。

当市への避難予定数及び移動手段等

（平成31年3月31日現在）

関係町村	市への避難数・手段		市への避難予定住民数
倶知安町住民数 15,916人	避難予定住民数 （うち、避難行動要支援者）		3,513名 （366名）
	移動手段	自家用車	1,516台
		バス	12台
		寝台車	14台
		車いす車	16台

第3 避難住民の避難行動

関係町村(倶知安町)の避難者は、原子力災害対策指針に基づくOIL(運用上の介入レベル)の基準により、国から避難所等の指示があった場合などに発せられる関係町村(倶知安町)からの指示に従い、避難等を行う。

この際、避難者は、原則、道が設置する救護所において避難退域時検査を行った後に、市の一時滞在場所に避難するものとする。

第2節 避難所等の確保

第1 避難者受入のための一時避難所の確保

市は、北海道の要請に基づき、関係町村(倶知安町)の避難者受入のために必要な一時避難所の確保に協力する。

一時滞在場所は、関係町村(倶知安町)の住民が、避難所(旅館・ホテル等)に避難するまでの間必要と判断される場合に一時的に滞在する場所であり、市は公共施設を一時避難所として確保する。

第2 避難者受入のための避難所確保の協力

関係町村(倶知安町)の避難者受入のための避難所は、避難の長期化を想定し確保することとなることから、生活環境が良好であることが望ましく、特にプライバシーを確保できることや、要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等)に配慮することなどから、旅館・ホテル等を避難所として確保するものであり、基本的には、関係町村(倶知安町)が旅館・ホテル等と避難に関する協定を締結することとしている。

市は、関係町村(倶知安町)の協定締結に必要な情報提供や仲介などを行うなど、関係町村(倶知安町)の避難所確保に協力する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 避難者受入対策の基本方針

第1 避難者受入の基本方針

市は、泊発電所において事故が発生し、若しくは発生するおそれがあり、関係町村（倶知安町）の避難が予測される場合、災害情報の収集や避難者の受け入れ等を整齊・円滑に行うため、防災関係機関等や事業者等及び市民の協力を得て、原子力災害避難者受入支援本部を設置し、避難住民等の受入や避難者支援等を実施する。

第2 北海道及び関係町村等との連絡体制

警戒事態発生情報及び施設敷地緊急事態発生情報等の連絡は、北海道（危機対策局原子力安全対策課及び石狩振興局）より、市に対して電子メールで送信されるほか、関係町村（倶知安町）から住民等の避難に係る情報提供や一時滞在場所の開設依頼等について連絡がある。

第2節 避難者の受入・支援

第1 一時滞在場所の開設準備

市は、北海道（石狩振興局経由）から「施設敷地緊急事態発生情報」の連絡を受けた場合は、一時滞在場所の開設に必要な要員を招集し、「一時滞在場所支援Gp」を編成するとともに、公共施設の施設管理者等に対して一時滞在場所の開設等に対する協力を依頼する。

第2 一時滞在場所の開設

市は、関係町村（倶知安町）から一時滞在場所の開設依頼があった場合、関係町村（倶知安町）との連携を図り、避難時期、避難住民数（避難行動要支援者数）、避難経路、避難手段等について確認し、一時滞在場所の開設を行う。

第3 避難者の受入・支援

原子力災害避難者の受入、支援の種類、担当及び支援の概要は、次のとおりとするほか、別に定める「原子力災害時における避難者受入に関するマニュアル」による。

なお、具体的な内容については、関係町村（倶知安町）と調整し、柔軟に対応するものとする。

第4 感染症対策

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、北海道が定める「感染流行下での原子力災害発生時における対応指針」に基づき、北海道及び関係町村（倶知安町）と連携して感染対策を講ずるものとする。

支援の種類	担 当	支援の概要	備 考
一時滞在場所の確保	企画対策部 市民環境対策部 保健福祉対策部 産業振興対策部 観光対策部 教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在場所となる施設管理者との調整、避難者の受入、誘導、一時滞在場所の開設・運営及び避難者の生活支援等を行う。 ・北海道及び関係町村（倶知安町）が締結している市域内関係事業者と連携し、受入可能（空き部屋）状況等を把握する ・上記に関し、関係町村（倶知安町）担当者と連絡・調整を行う。 	関係事業者：旅館 ホテル事業者
避難所の確保			
生活相談	市民環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者のため、市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。 	
相談待機所の提供	保健福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が住宅等に入居するまでの間、公共施設等を活用し、相談のため一時的に滞在できる施設を提供する。 	
住宅の提供、紹介	建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者が生活するための住宅を関係機関等と調整し、提供または紹介を行う。 	
被災地患者の受入	医療対策部 消防対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地において受傷した重症患者や人工透析患者等を関係機関と連携を図り、可能な限り受け入れを行う。 	関係機関：北海道、 千歳医師会
生活支援金、義援金の支給	保健福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者への生活支援金の支給（支給及び内容については別途決定する）及び日本赤十字社等からの義援金の支給を行う。 	
職業の紹介	産業振興対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所と連携を図り、必要により、災害で職を失った避難者に対して、職業の紹介及び情報提供を行う。 	
各種情報の提供	企画対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に対し、各種情報の提供を行う。 	
その他必要な支援	総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> その他、避難者に対する必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する） 	

第4 関係町村（倶知安町）への引き継ぎ

市は、一時滞在場所の受入、運営体制等が整い、関係町村（倶知安町）が一時滞在場所での業務体制を完了した段階で、避難住民の受入事務等に係る業務を関係町村（倶知安町）に引き継ぐものとする。

なお、避難者が避難所（旅館・ホテル）に移動完了するまでの間は一時滞在場所における支援を継続するものとする。